

写

受理番号	陳情第 11 号
受理年月日	令和 6 年 8 月 15 日

陳 情 書

令和6年8月15日

議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書

二宮町議会議長
根岸 ゆき子 様

241-0025 神奈川県横浜市旭区四季美台 55-6
ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会
代表 出井健三郎



<陳情理由>

2023年において、神奈川県各市町村では「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が、南足柄市、綾瀬市、大和市、座間市、伊勢原市、海老名市、厚木市、清川村、寒川町、真鶴町、松田町で採択、趣旨了承されました。9月議会で不採択、議員配布になった逗子市、愛川町には、12月議会に「実態調査を求める陳情」を提出し採択して頂きました。資料①

さらに神奈川県では、2003年3月に川崎市が実態調査、昨年以降は南足柄市、大磯町、寒川町、真鶴町、逗子市が調査し改善へと大きく舵を切りました。資料②

私どもは「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会」として自粛を求めていましたが、二宮町議会においては、議員への机上配布に留まり、討議されることがありませんでした。それゆえ「議員から職員へのハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状かと思われます。

ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないかと思ひます。そこで私どもも、会の名称を「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」として改め、ハラスメント問題解決に取り組むことにしました。

論点は、「①庁舎内で政党機関紙の勧誘行為があるか、ないか」「②勧誘行為の実態が少なからず続いている場合、職員はその勧誘行為をどのような感じているか」という2点だと思ひます。そもそも庁舎内の勧誘営業行為は、庁舎管理規則で「許可が必要な行為」であるのが一般的であり、「無許可の営業行為は見逃さない」という厳しい姿勢が必要かと思ひます。

「庁舎内の勧誘行為に伴う職員の感じ方」に関しては、近年の各自治体で先駆けて実態調査が行われており、参考になるかと思ひます。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割(3人に1人)、多い自治体では8割(5人に4人)にのぼっています。また、アンケートで、職員の自由記述欄を設けた自治体もあり、職員の率直な声を、ぜひ確認してください(宇都宮市、霧島市等)。そこには勧誘だけでなく、購読を止められない事が強制と感じている事例もありました。アンケート調査の具体的な実施がなければ、このような職員の声が市や議員に届くことはありませんでした。資料③

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です。」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞記事(3月24日付)では、「議員と職員は事実上の上下関係」と見出しがついています。資料④

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、そこに少なからず「心理的圧力が伴っている」現状があります。すなわち、庁舎内での購読する事が、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与えるパワーハラスメント行為となっているのではないのでしょうか。

貴議会においては、これまで「実態調査を求める陳情」の採択はいただけませんでしたが、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、以下の陳情項目を、ハラスメントから職員を守るという観点で要望いたします。

<陳情項目>

- ① 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、ハラスメントになる可能性が高いことから、庁舎内においては原則中止を確認してください。
- ② 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象」であることを確認してください。議員も庁舎管理規則の例外ではなく、政党機関紙勧誘を希望する場合は、市の許可手続きを必ず取得するようにしてください。
- ③ 議員からの申請で、勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケート等を通して収集し、判断材料としてください。